教育委員会資料
平成２９年１月２４日
指　　導　　課

「学校運営協議会」の千代田区立小学校への導入について

１　制度導入の経緯

平成１６年６月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、「学校運営協議会制度」が創設された。学校運営協議会とは、保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、地域の力を学校運営に生かすことで、「地域とともにある学校づくり」を推進することで、学校が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現をめざすものである。平成２７年１２月２１日の中央教育審議会答申において、全公立学校が本制度の導入をめざすべきことが示された。

本区においては、平成１３年度から、区立幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校を除く。）に「学校運営連絡会」が設置されているところであるが、こうした国の動向及び本区における公立学校の復権と選ばれる学校づくりを推進する観点から、平成２８年度より在来型中学校２校について、学校運営協議会制度を先行的に導入したところである。導入による成果については下記のとおりであり、小学校においても同様の効果が期待される。

２　導入により得られた効果

（１）事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展したことで、組織的・継続的な連携・協働体制が確立できた。

（２）学校運営の当事者として、委員の自覚も高まり、建設的で有益な意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られた。

（３）学校改善に向けて学校評価等に主体的に参画し、学校運営の改善を果たすＰＤＣＡサイクルが機能しつつある。

３　今後のスケジュール

平成２９年２月～学校の指定、委員の委嘱

平成２９年４月　区内全小学校に本制度を導入

【参考】学校運営協議会と学校運営連絡会の相違点

	学校運営協議会	学校運営連絡会
目　　的	学校が地域に根差し、より発展していくための学校支援組織として、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に主体的に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	地域に根差した学校づくりを推進するため、学校の教育活動に対する保護者・地域住民への理解を促し、かつ、学校運営に関して保護者・地域住民などから幅広く意見を求める。
位置付け	学校の運営について、一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関で、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するとともに、学校運営について教育委員会や校長に意見を述べる権限を有する。	校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。 個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をしたりするものではない。
根拠法令	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5　　学校運営協議会規則	学校教育法施行規則第49条 各学校運営連絡会要綱
委　　員	①地域住民 ②保護者 ③その他、教育委員会が適当と認める者 任期は1年。	①保護者 ②地域の有識者、地域の関係機関、施設の長 ③その他校・園長が必要とする者 任期は1年。
主な役割	・校長が作成する学校運営の基本方針（学校経営方針、教育課程の編成、予算の執行計画等）を承認する。 ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる。	校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べることができる。
任　　命	教育委員会が任命（身分は非常勤特別職）	校長が推薦し、教育委員会が委嘱

第１号様式

２８麹小発第１０５号
平成２８年１２月１３日

千代田区教育委員会

申請者　学校名　千代田区立麹町小学校
校長氏名　　山　田　茂　利
（公印省略）

千代田区立学校における地域協働学校の指定申請書

千代田区立学校における地域協働学校としての指定を受けたいので、関係書類を添え申請致します。

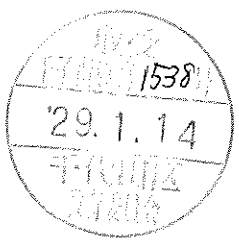

第２号様式

千代田立学校における地域協働学校運営協議会の実施計画書

平成２８年１２月１３日

１　学校名	千代田区立麹町小学校	
２　指定予定日	平成２９年　４月　１日　　（原則として２年間）	
３　会議の開催時期	５月、７月、２月（計　３回／年）	
４　組　織	人数	委員　合計　１０名
	構成	(1) 当該指定学校に在籍する児童・生徒の保護者　１名 (2) 当該指定学校の所在する地域の住民　２名 (3) 当該指定学校の学校関係者　３名 (4) 学識経験者　１名 (5) 当該指定学校の校長　１名 (6) 上記１から５に掲げる者以外の者　２名
５　事務局（事務担当者）	人数	６名
	構成	(1)　委員より選出　１名 (2)　委員以外より選出　５名　（副校園長、主幹教諭、主任教諭）
６　学校運営の改善を果たす仕組みに関すること	よりよい学校づくりのためのＰＤＣＡサイクルに沿った学校運営（カリキュラムマネジメントの確立）のため次のことに取り組む。 ○学校運営の基本方針について協議し承認する。 ○学校運営状況について意見交換し共通認識の基、学校は教育活動を進める。また、学校支援活動等の調整を図る。 ○学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、学校評価（学校の自己評価等が適切に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組みが適切かどうか検証）する。 ○次年度の教育課程編成について協議し承認する。	

※３の委員数は、小学校は原則として１０名以内、中学校は１５名以内とする。また、本計画書には候補者の人数を記載し、今後、候補者の承諾を得て教育委員会へ推薦する。

※４には、「学校運営についての協議に関すること」「学校評価についての協議に関すること」「学校支援活動に関すること」「学校運営協議会の運営に関すること」等およその内容を記載する。

第１号様式

２８千九小発第８５号
平成２９年１月６日

千代田区教育委員会

申請者　学校名　　千代田区立九段小学校
校長氏名　　鈴　村　邦　夫
（公印省略）

千代田区立学校における地域協働学校の指定申請書

千代田区立学校における地域協働学校としての指定を受けたいので、関係書類を添え申請致します。

1540
29.1.14

第２号様式

千代田立学校における地域協働学校運営協議会の実施計画書

平成２９年１月６日

１　学校名	千代田区立　　九段小　　学校	
２　指定予定日	平成２９年　４月　１日　　（原則として２年間）	
３　会議の開催時期	５月、２月　　（計　２　回／年）	
４　組　織	人数	委員　合計　　１１名
	構成	(1) 当該指定学校に在籍する児童・生徒の保護者　２名 (2) 当該指定学校の所在する地域の住民　６名 (3) 当該指定学校の学校関係者　１名 (4) 学識経験者　１名 (5) 当該指定学校の校長　１名 (6) 上記１から５に掲げる者以外の者　名
５　事務局（事務担当者）	人数	２　名
	構成	(1)　委員より選出　　名 (2)　委員以外より選出　２名　（副校長・副園長　）
６　学校運営の改善を果たす仕組みに関すること	＊本協議会が、学校運営の改善に向けてどのように機能させるかを端的に示す。 ＜学校運営についての協議＞ 校園長の経営方針、研究内容などを伝え、理解を図り、協力を求める。 ＜学校評価についての協議＞ 保護者アンケートの集計結果をもとに学校運営の改善点やその改善策について協議する。 ＜学校支援活動に関する内容＞ 地域の中で過ごす子どもの様子、登下校時の安全に関する内容など地域の方の声を教育内容や学校運営に生かす。	

※３の委員数は、小学校は原則として１０名以内、中学校は１５名以内とする。また、本計画書には候補者の人数を記載し、今後、候補者の承諾を得て教育委員会へ推薦する。
※４には、「学校運営についての協議に関すること」「学校評価についての協議に関すること」「学校支援活動に関すること」「学校運営協議会の運営に関すること」等およその内容を記載する。

第１号様式

28千番小発第76号
平成29年1月12日

千代田区教育委員会

申請者　学校名　千代田区立番町小学校
校長氏名　額　賀　　聡
（公印省略）

千代田区立学校における地域協働学校の指定申請書

千代田区立学校における地域協働学校としての指定を受けたいので、関係書類を添え申請致します。

154

第２号様式

千代田立学校における地域協働学校運営協議会の実施計画書

平成29年1月12日

１　学校名	千代田区立番町小学校	
２　指定予定日	平成２９年　４月　１日　　（原則として２年間）	
３　会議の開催時期	５月、１０月、２月　　（計３回／年）	
４　組　織	人数	委員　合計　１０　名
	構成	(1) 当該指定学校に在籍する児童・生徒の保護者　２名 (2) 当該指定学校の所在する地域の住民　５　名 (3) 当該指定学校の学校関係者　（４）名＊(2)と兼務 (4) 学識経験者　１　名 (5) 当該指定学校の校長　１　名 (6) 上記１から５に掲げる者以外の者　１　名
５　事務局（事務担当者）	人数	３　名
	構成	(1)　委員より選出　０名 (2)　委員以外より選出３名（副校長・主幹教諭、指導教諭）
６　学校運営の改善を果たす仕組みに関すること	＊本協議会が、学校運営の改善に向けてどのように機能させるかを端的に示す。 児童、保護者、地域、学校が、それぞれの立場で、自己評価と中心とした学校運営評価を行い、学校経営の成果と課題とを明らかにする。そのために、特に初年度は、以下の点に重点的に取り組む。 ・学校運営の継続的改善に寄与する学校評価そのものの検討 ・学校評価項目の精査 ・学校評価の実施方法と分析 ・改善策を含めた分析結果の公表のあり方の検討 また、創立百五十周年に向けて学校運営を充実させるために、同窓生（３－②）を兼務した委員の選出をし、学校運営改善の具現化を図る。	

※３の委員数は、小学校は原則として１０名以内、中学校は１５名以内とする。また、本計画書には候補者の人数を記載し、今後、候補者の承諾を得て教育委員会へ推薦する。

※４には、「学校運営についての協議に関すること」「学校評価についての協議に関すること」「学校支援活動に関すること」「学校運営協議会の運営に関すること」等およその内容を記載する。

第１号様式

２８千富小発第１０７号
平成２９年１月１１日

千代田区教育委員会

申請者　学校名　千代田区立富士見小学校
校長氏名　　山　下　　理　恵
（公印省略）

千代田区立学校における地域協働学校の指定申請書

千代田区立学校における地域協働学校としての指定を受けたいので、関係書類を添え申請致します。

1542

第２号様式

千代田立学校における地域協働学校運営協議会の実施計画書

平成２９年　１月１１日

１　学校名	千代田区立富士見小学校	
２　指定予定日	平成２９年　４月　１日　　（原則として２年間）	
３　会議の開催時期	５月頃、３月頃　　（計　２回／年）	
４　組　織	人数	委員　合計　　１１名
	構成	(1) 当該指定学校に在籍する児童・生徒の保護者　１名 (2) 当該指定学校の所在する地域の住民　３名 (3) 当該指定学校の学校関係者　３名 (4) 学識経験者　１名 (5) 当該指定学校の校長　１名 (6) 上記１から５に掲げる者以外の者　２名
５　事務局（事務担当者）	人数	３名
	構成	(1)　委員より選出　　０名 (2)　委員以外より選出　３名　（　副校長　主幹教諭　等）
６　学校運営の改善を果たす仕組みに関すること	＊本協議会が、学校運営の改善に向けてどのように機能させるかを端的に示す。 学校運営として、学校長からの経営方針説明について、様々な視点から委員から意見をいただき、学校経営にいかしていく。 学校評価として、保護者や地域からの学校評価について結果と今後の取組を学校より説明し、委員から意見を伺い、更なる改善につなげていく。 学校支援活動としては、地域での子供の様子から日頃の教育活動に活かしたり、学校行事への地域の協力を依頼したりしていく。	

※３の委員数は、小学校は原則として１０名以内、中学校は１５名以内とする。また、本計画書には候補者の人数を記載し、今後、候補者の承諾を得て教育委員会へ推薦する。
※４には、「学校運営についての協議に関すること」「学校評価についての協議に関すること」「学校支援活動に関すること」「学校運営協議会の運営に関すること」等およその内容を記載する。

第１号様式

２８千お茶小発第１２２号
平成２９年　１　月１０日

千代田区教育委員会　殿

申請者　学校名　千代田区立お茶の水小学校
校長氏名　　淺川　　宏
（公印省略）

千代田区立学校における地域協働学校の指定申請書

千代田区立学校における地域協働学校としての指定を受けたいので、関係書類を添え申請致します。

154

第２号様式

千代田立学校における地域協働学校運営協議会の実施計画書

平成２９年　１月１１日

１　学校名	千代田区立　お茶の水小学校	
２　指定予定日	平成２９年　４月　１日　　（原則として２年間）	
３　会議の開催時期	学期に１回　　（計３回／年）	
４　組　織	人数	委員　合計　　１５名
	構成	(1) 当該指定学校に在籍する児童・生徒の保護者　３名 (2) 当該指定学校の所在する地域の住民　７名 (3) 当該指定学校の学校関係者　３名 (4) 学識経験者　１名 (5) 当該指定学校の校長　１名 (6) 上記１から５に掲げる者以外の者　名
５　事務局（事務担当者）	人数	５名
	構成	(1)　委員より選出　　名 (2)　委員以外より選出　５名　（小学校３名、幼稚園２名）
６　学校運営の改善を果たす仕組みに関すること	＊本協議会が、学校運営の改善に向けてどのように機能させるかを端的に示す。 ① 学校評価結果をはじめ、地域の学校教育への願いを協議会にて意見交換を進め、地域の学校としての役割を果たす手立てを明らかにする。 ② 学校経営方針並びに運営の改善計画に関わる意見交換。 ③ 学校園公開・行事の参観を通じて教育活動を把握する機会を設ける。	

※３の委員数は、小学校は原則として１０名以内、中学校は１５名以内とする。また、本計画書には候補者の人数を記載し、今後、候補者の承諾を得て教育委員会へ推薦する。
※４には、「学校運営についての協議に関すること」「学校評価についての協議に関すること」「学校支援活動に関すること」「学校運営協議会の運営に関すること」等およその内容を記載する。

第１号様式

２８千千小発第１１２号
平成２９年１月１２日

千代田区教育委員会

申請者　学校名　　千代田区立千代田小学校
校長氏名　　浅　岡　寿　郎
（公印省略）

千代田区立学校における地域協働学校の指定申請書

千代田区立学校における地域協働学校としての指定を受けたいので、関係書類を添え申請致します。

第２号様式

千代田立学校における地域協働学校運営協議会の実施計画書

平成２９年１月１２日

１　学校名	千代田区立　　千　代　田　小　　学校	
２　指定予定日	平成２９年　４月　１日　　（原則として２年間）	
３　会議の開催時期	５月、１１月、２月（計３回／年）	
４　組　織	人数	委員　合計　１５　名
	構成	(1) 当該指定学校に在籍する児童・生徒の保護者　１名 (2) 当該指定学校の所在する地域の住民　７名 (3) 当該指定学校の学校関係者　５名 (4) 学識経験者　１名 (5) 当該指定学校の校長　１名 (6) 上記１から５に掲げる者以外の者　０名
５　事務局（事務担当者）	人数	６　名
	構成	(1)　委員より選出　　０名 (2)　委員以外より選出　６名　（副校長・主幹教諭　他）
６　学校運営の改善を果たす仕組みに関すること	＊本協議会が、学校運営の改善に向けてどのように機能させるかを端的に示す。 学校経営方針である「地域を支える人づくり」「地域と共に育つ学校づくり」の具現化に向け、教育課程の編成や予算の執行計画、校長が必要と認める事項についての意見や承認、評価などの活動を通じて、委員の主体的な参画を促し、学校の様々な課題解決にあたる。	

※３の委員数は、小学校は原則として１０名以内、中学校は１５名以内とする。また、本計画書には候補者の人数を記載し、今後、候補者の承諾を得て教育委員会へ推薦する。
※４には、「学校運営についての協議に関すること」「学校評価についての協議に関すること」「学校支援活動に関すること」「学校運営協議会の運営に関すること」等およその内容を記載する。

第１号様式

28千昌小発　第　65　号
平成28年　12月　12日

千代田区教育委員会

申請者　学校名　千代田区立昌平小学校
校長氏名　　勝　又　　正　之
（公印省略）

千代田区立学校における地域協働学校の指定申請書

千代田区立学校における地域協働学校としての指定を受けたいので、関係書類を添え申請致します。

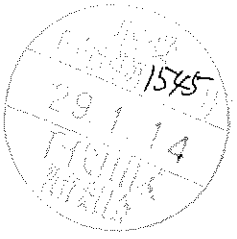

第２号様式

千代田立学校における地域協働学校運営協議会の実施計画書

２８年１２月１２日

１　学校名	千代田区立　　昌平小　　学校	
２　指定予定日	平成２９年　４月　１日　　（原則として２年間）	
３　会議の開催時期	平成２９年７月、１２月　及び平成３０年３月 （計３回／年）	
４　組　織	人数	委員　合計　１２名
	構成	(1) 当該指定学校に在籍する児童・生徒の保護者　２名 (2) 当該指定学校の所在する地域の住民　６名 (3) 当該指定学校の学校関係者　２名 (4) 学識経験者　１名 (5) 当該指定学校の校長　１名 (6) 上記１から５に掲げる者以外の者　０名
５　事務局（事務担当者）	人数	７名
	構成	(1)　委員より選出　３名 (2)　委員以外より選出　４名 （副校園長・教務・生活）
６　学校運営の改善を果たす仕組みに関すること	＊本協議会が、学校運営の改善に向けてどのように機能させるかを端的に示す。 ・次年度の校長の経営方針を説明し、協議を行い、理解を求める。 ・学校評価の結果を提示し、それに対する取り組み及び目標を提示すること。また、その取り組みに対しての意見を求め、学校運営の改善に生かす。 ・本校における地域協働学校の在り方について協議を行い、学校経営方針の参考とする。 ※校長の学校経営方針は地域の了承のもと、地域における将来ある人材について責任をもった教育を行う。それとともに地域・保護者に対して開かれた学校づくりを行う。	

※３の委員数は、小学校は原則として１０名以内、中学校は１５名以内とする。また、本計画書には候補者の人数を記載し、今後、候補者の承諾を得て教育委員会へ推薦する。
※４には、「学校運営についての協議に関すること」「学校評価についての協議に関すること」「学校支援活動に関すること」「学校運営協議会の運営に関すること」等およその内容を記載する。

第１号様式

２８千和小発第１０３号
平成２９年１月１１日

千代田区教育委員会

申請者　学校名　　千代田区立和泉小学校
校長氏名　　中　村　　裕　子
（公印省略）

千代田区立学校における地域協働学校の指定申請書

千代田区立学校における地域協働学校としての指定を受けたいので、関係書類を添え申請致します。

第２号様式

千代田立学校における地域協働学校運営協議会の実施計画書

平成２９年　１月１１日

１　学校名	千代田区立和泉小学校	
２　指定予定日	平成２９年　４月　１日　　（原則として２年間）	
３　会議の開催時期	平成２９年６月、平成３０年２月　（計　２回／年）	
４　組　織	人数	委員　合計１０名
	構成	(1)　当該指定学校に在籍する児童・生徒の保護者　２名 (2) 当該指定学校の所在する地域の住民　２名 (3)　当該指定学校の学校関係者　４名 (4)　学識経験者　１名 (5)　当該指定学校の校長　１名 (6)　上記１から５に掲げる者以外の者　０名
５　事務局（事務担当者）	人数	２名
	構成	(1)　委員より選出　　名 (2)　委員以外より選出　２名　（　副校長、主幹教諭　）
６　学校運営の改善を果たす仕組みに関すること	＊本協議会が、学校運営の改善に向けてどのように機能させるかを端的に示す。 「地域とともにある学校」として、学校の基本的な方針について、本協議会にて協議し承認を得ることにより、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む。 具体的には、学校経営方針、教育課程の編成、予算の執行計画、その他校長が必要と認める事項についての計画、評価、改善を検討し、学校運営の改善を図る。	

※３の委員数は、小学校は原則として１０名以内、中学校は１５名以内とする。また、本計画書には候補者の人数を記載し、今後、候補者の承諾を得て教育委員会へ推薦する。
※４には、「学校運営についての協議に関すること」「学校評価についての協議に関すること」「学校支援活動に関すること」「学校運営協議会の運営に関すること」等およその内容を記載する。